



平成29年4月からの学童クラブ入会案内

学童クラブでは、小学校などに通う児童の保護者が仕事や病気などの理由で放課後に児童を監護できない場合、保護者に代わって児童の生活指導を行います。

- 対 小学校などに在学する児童(5・6年生は障害児のみ)
□入会案内 11月16日(水)から、児童青少年課(田無庁舎1階)・市民課(保谷庁舎1階)・児童館・学童クラブ・保育園・市HPで配布
申 12月1日(木)~22日(木)に必要書類を下記窓口へ持参
●児童青少年課…平日午前8時30分~

- 午後5時
※12月19日(月)~22日(木)は午後8時まで
●児童館…月~土曜日午前9時30分~午後6時
●学童クラブ…火~金曜日午後1時~6時
□注意事項
●施設の利用状況・申請状況により、ご希望に沿えない場合があります。
●現在入会している方も、毎年度申請が

- 必要です。必ず保護者が申請してください(郵送や児童の持参による提出は不可)。
●小学校区域に2カ所以上学童クラブが設置されている地域では、入会児童数の均衡を保つため、居住地域による割り振りを予定しています。
※詳細は、入会案内をご覧ください。
◆児童青少年課(☎042-460-9843)

Table with 4 columns: 学童クラブ名, 所在地, 電話番号, 定員(予定). Lists various clubs like 下保谷, 保谷第一, etc.

Table with 4 columns: 学童クラブ名, 所在地, 電話番号, 定員(予定). Lists various clubs like 新町, 向台, etc.

※1…株式会社にて事業運営を委託 ※2…市内のNPOにて事業運営を委託

気づいていますか? 都市農業の価値 11月2日は都市農業の日

道路や住宅に囲まれた農地(野菜畑・植木畑・花卉畑・果樹園など)に、どのような働きがあるか考えたことはありますか。

日本の都市農業は、農産物の生産以外にも私たちの暮らしを豊かにしてくれるたくさんの機能(●新鮮な農産物の供給 ●防災空間の確保 ●良好な景観の形成 ●交流・学びの場の提供 ●国土・環境の保全など)があります。

人口の減少や高齢化が進む中、都市農地を“宅地化するべきもの”から“都市にあるべきもの”へと転換することで、良好な都市環境の形成に役立てることを目的とした「都市農業振興基本法」が平成27年4月に成立しました。そして昨年、都市に農

地がある素晴らしさや農業と触れ合うことの喜びを分かち合い、都市農業と日本農業を盛り上げるきっかけとするために「都市農業の日(11月2日)」が制定されました。

都内で収穫できる新鮮で高品質な農産物を広く知り、都市農業の重要性や理解を深めてもらうことを目的に、都内ではさまざまなイベントが開催されていますので、ぜひ足をお運びください。

HP まちの畑は役に立つ! ~考えてみよう。都市農業の多面的機能。~ (農林水産省HP内) http://toshi-nogyo.jp/

◆産業振興課(☎042-438-4044)

無料市民相談

■一般市民相談

Table with 2 columns: 場所, 日時. 市民相談室 田・保 月~金曜日 午前8時30分~午後5時

■専門相談(予約制)

- 予約開始 11月4日(金)午前8時30分(★印は、10月19日から受付中)
□予約方法 希望する庁舎の市民相談室へ直接または電話
※予約開始日は大変混み合いますので、ご了承ください。
☎田無庁舎2階市民相談室(☎042-460-9805)
保谷庁舎1階市民相談室(☎042-438-4000)

Table with 3 columns: 内容, 場所, 日時. Lists various consultation services like 法律相談, 人権・身の上相談, etc.

■そのほかの相談

Table with 3 columns: 内容, 日時/場所, 問い合わせ. Lists various consultation services like 教育相談, 不登校ひきこもり相談, etc.